

原 第 70 号
令和5年2月28日

原子力規制委員会 殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社
代表取締役社長 松田 光司
社長執行役員

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により，下記のとおり志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

平成4年10月23日付4資庁第9742号をもって認可を受け，平成5年7月27日付5資庁第8119号，平成6年4月27日付6資庁第2910号，平成8年3月5日付8資庁第724号，平成11年5月21日付平成11・02・26資第2号，平成13年1月5日付平成12・08・31資第11号，平成13年2月23日付平成13・02・15原第3号，平成13年3月30日付平成13・03・23原第25号，平成13年9月17日付平成13・08・21原第1号，平成13年11月28日付平成13・11・05原第4号，平成14年10月22日付平成14・09・30原第4号，平成15年3月6日付平成15・02・05原第14号，平成16年5月10日付平成15・12・19原第41号，平成16年7月1日付平成16・06・22原第1号，平成16年9月3日付平成16・08・04原第3号，平成17年2月24日付平成17・01・27原第1号，平成17年4月22日付平成17・03・24原第16号，平成17年10月4日付平成17・09・09原第20号，平成18年2月22日付平成18・01・31原第13号，平成18年6月26日付平成18・06・01

原第 8 号，平成 19 年 6 月 27 日付平成 19・06・13 原第 56 号，平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・09・28 原第 29 号，平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・11・30 原第 17 号，平成 20 年 8 月 22 日付平成 20・07・11 原第 24 号，平成 20 年 12 月 12 日付平成 20・10・31 原第 15 号，平成 21 年 5 月 25 日付平成 21・04・27 原第 29 号，平成 22 年 2 月 3 日付平成 21・12・24 原第 5 号，平成 23 年 5 月 6 日付平成 23・04・08 原第 32 号，平成 23 年 5 月 11 日付平成 23・04・22 原第 13 号，平成 24 年 1 月 23 日付平成 23・12・21 原第 10 号，平成 24 年 6 月 7 日付平成 24・05・17 原第 12 号，平成 24 年 9 月 6 日付 20120802 原第 23 号，平成 25 年 6 月 28 日付原管 B 発第 1306273 号，平成 26 年 1 月 14 日付原管 B 発第 1401141 号，平成 27 年 7 月 30 日付原規規発第 15073010 号，平成 28 年 3 月 24 日付原規規発第 1603244 号，平成 29 年 7 月 7 日付原規規発第 1707071 号，令和 2 年 2 月 7 日付原規規発第 2002073 号，令和 2 年 9 月 17 日付原規規発第 20091715 号，令和 3 年 5 月 18 日付原規規発第 2105183 号及び令和 4 年 4 月 27 日付原規規発第 2204272 号で変更認可を受けた志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の一部を，別紙の志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし，下線は含まない。）。

2. 変更の理由

原子力部門のさらなる安全性向上を目的に，より効果的な体制となるよう，当社の定期異動時期に合わせて令和 5 年 7 月 1 日に当社の組織改正を行う。組織改正に伴う組織の名称変更を反映するため，以下の条文を変更する。

- ・ 第 3 条（品質マネジメントシステム計画）
- ・ 第 4 条（保安に関する組織）
- ・ 第 5 条（保安に関する職務）

3. 施行期日

本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。

以 上

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">図 3-1 品質マネジメントシステム体系 (主要プロセスマップ)</p>	<p style="text-align: center;">図 3-1 品質マネジメントシステム体系 (主要プロセスマップ)</p>	組織改正に伴う変更

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 3 章 体 制 及 び 評 価</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。 次に定める組織の定義は、全ての章において適用する。</p> <p>(1) 保安に関する組織：図 4 に定める組織全体をいう。 (2) 原子力運営組織：図 4 に定める組織のうち、原子力本部及び土木建築部（原子力関係）の組織、並びに発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者をいう。 (3) 発電所組織：図 4 に定める組織のうち、発電所の組織をいう。 (4) 調達組織：図 4 に定める組織のうち、資材部（原子力関係）及びエネルギー取引部（原子力関係）の組織をいう。 (5) 独立監査組織：図 4 に定める組織のうち、品質管理・原子力安全推進部（<u>原子力監査室</u>）の組織をいう。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 体 制 及 び 評 価</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。 次に定める組織の定義は、全ての章において適用する。</p> <p>(1) 保安に関する組織：図 4 に定める組織全体をいう。 (2) 原子力運営組織：図 4 に定める組織のうち、原子力本部及び土木建築部（原子力関係）の組織、並びに発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者をいう。 (3) 発電所組織：図 4 に定める組織のうち、発電所の組織をいう。 (4) 調達組織：図 4 に定める組織のうち、資材部（原子力関係）及びエネルギー取引部（原子力関係）の組織をいう。 (5) 独立監査組織：図 4 に定める組織のうち、品質管理・原子力安全推進部（<u>原子力監査・安全推進室</u>）の組織をいう。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>図4</p> <p>品質マネジメント システム管理責任者 (原子力本部長)</p> <p>社 長</p> <p>原子力本部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力部長 ※1 → 原子力発電保安委員会 ※2 → 土木建築部長 資材部長 エネルギー取引部長 品質管理・原子力安全推進部長 品質マネジメント システム管理責任者 (品質管理・原子力安全推進部長) 原子力監査室長 <p>※2 →</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 <p>※1 → 発電所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部長 — 総務課長 技術部長 — 技術課長 施設防護課長 防災設備管理課長 発電部長 — 発電課長 — 当直長 燃料炉心課長 放射線安全課長 安全・品質保証室長 原子力発電 保安運営委員会 保守部長 — 保守計画課長 電気保守課長 機械保守課長 土木建築課長 <p>(保安に関する職務) 第 5 条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、保安に関する組織から報告を求め必要な指示を行うとともに、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持及び改善を通して、保安活動を統括する。また、関係法令及び保安規定を遵守すること並びに健全な安全文化の育成及び維持が行われることを確実にする。 (2) 原子力本部長は、原子力部長及び発電所長（以下「所長」という。）に指示を行うとともに、原子力運営組織及び調達組織における品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステム</p>	<p>図4</p> <p>品質マネジメント システム管理責任者 (原子力本部長)</p> <p>社 長</p> <p>原子力本部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力部長 ※1 → 原子力発電保安委員会 ※2 → 土木建築部長 資材部長 エネルギー取引部長 品質管理・原子力安全推進部長 品質マネジメント システム管理責任者 (品質管理・原子力安全推進部長) 原子力監査・安全推進室長 <p>※2 →</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 <p>※1 → 発電所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部長 — 総務課長 技術部長 — 技術課長 施設防護課長 防災設備管理課長 発電部長 — 発電課長 — 当直長 燃料炉心課長 放射線安全課長 安全・品質保証室長 原子力発電 保安運営委員会 保守部長 — 保守計画課長 電気保守課長 機械保守課長 土木建築課長 <p>(保安に関する職務) 第 5 条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、保安に関する組織から報告を求め必要な指示を行うとともに、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持及び改善を通して、保安活動を統括する。また、関係法令及び保安規定を遵守すること並びに健全な安全文化の育成及び維持が行われることを確実にする。 (2) 原子力本部長は、原子力部長及び発電所長（以下「所長」という。）に指示を行うとともに、原子力運営組織及び調達組織における品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステム</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>の具体的活動を統括する。また、原子力運営組織及び調達組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力部長は、原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する。また、輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 土木建築部長は、土木建築部における発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(5) 資材部長は、資材の調達に関する業務を行う。</p> <p>(6) エネルギー取引部長は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質管理・原子力安全推進部長は、原子力運営組織及び調達組織から独立した監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。</p> <p>(8) <u>原子力監査室長</u>は、監査業務を行う。</p> <p>(9) その他保安に直接係わらない部門の長は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき所管業務を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>の具体的活動を統括する。また、原子力運営組織及び調達組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力部長は、原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する。また、輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 土木建築部長は、土木建築部における発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(5) 資材部長は、資材の調達に関する業務を行う。</p> <p>(6) エネルギー取引部長は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質管理・原子力安全推進部長は、原子力運営組織及び調達組織から独立した監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。</p> <p>(8) <u>原子力監査・安全推進室長</u>は、監査業務を行う。</p> <p>(9) その他保安に直接係わらない部門の長は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき所管業務を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>
<p>附則 <u>(令和4年4月27日 原規規発第2204272号)</u> (施行期日)</p> <p>第 1 条 <u>本規定は、令和4年6月28日から施行する。</u></p> <p>2 <u>本規定の第2条の2(関係法令及び保安規定の遵守)、第3条(品質マネジメントシステム計画)、第4条(保安に関する組織)及び第5条(保安に関する職務)の一部について、令和4年6月30日までの間、以下のとおり読替える。</u></p> <p><u>(1) 「エネルギー取引部長」を「燃料部長」に読替える。</u></p> <p><u>(2) 「エネルギー取引部」を「燃料部」に読替える。</u></p> <p>(略)</p>	<p>附則 <u>(令和 年 月 日 原規規発第 号)</u> (施行期日)</p> <p>第 1 条 <u>本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>施行日の規定</p>